

名古屋市告示第 543号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 6年11月14日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	道家 智仁	じん臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	神谷 庸成	肢体不自由
もりさき耳鼻咽喉科 (港区)	森崎 博伸	聴覚障害 平衡機能障 害 音声・言語機能障 害 そしゃく機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課